日本ボーイスカウト兵庫連盟西宮第１１団育成会会則

第 1 章　総　　則

（ 名称及び所在地 ）

第　1　条　本会は、日本ボーイスカウト兵庫連盟西宮第１１団育成会と称し、本部を会長宅に置く。

（ 会員の資格 ）

第　2　条　本会は、次の各項に該当する者をもって、会員とする。

１．正 会 員

スカウトの保護者をもって正会員とする。

２．特別会員

正会員以外で、本会の目的に賛同し、その維持発展の為、協力する有志をもって特別会員とする。

３．名誉会員

本会の為に著しい功労があった人で役員会の推薦により名誉会員とする。

第 2 章　目 的 と 事 業

（ 目　　的 ）

第　3　条　本会は、日本ボーイスカウト兵庫連盟西宮第１１団を保護育成し、その発展に寄与する。

（ 事　　業 ）

第　4　条　本会は、前条の目的を達成する為に、ボーイスカウト日本連盟規約に定める事業を行う。

第 3 章　入 会 及 び 退 会

（ 入　　会 ）

第　5　条　本会に入会せんとする者は、第２条第１・第２項に該当する者については、所定の申込書にて会長に申し込むものとする。

（ 退　　会 ）

第　6　条　　本会からの退会は次の各項の通りとする。

１．本人の意志により退会を申し出た者

２．会費を納入しない者で、役員会の決議により会員の資格を喪失した者

３．本会の名誉を傷つけ、役員会の決議により会員の資格を喪失した者

第 4 章　財　　政

（ 経　　費 ）

第　7　条　　本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってあてる。

但し、本会の目的に反すると思われる寄付金については辞退することがある。

（ 会　　費 ）

第　8　条　　会費は次の各項の通りとする。

１．正会員は、スカウト１名に付月額2,000円とする。

但し、同一家庭に於ては、スカウト１名増す毎に1,500円を加算する。更にローバースカウト隊員は年間7,000円とする。

２．特別会員は、賛助費年額１口1,000円とする。（ １口以上 ）

３．名誉会員の会費は徴収しない。

４．正会員の会費は、特別の事情がある場合、役員会の決議により軽減または免除される。

（ 臨時会費 ）

第　9　条　　前条に定めるものの他に必要あるときは、役員会の決議により臨時会費を徴収することができる。

（ 財政管理 ）

第　10　条　　１．本会の財政管理は役員会が行う。

２．会計は、定時総会の前に財産及び収支の状況を監事に報告し、その監査を受けなければならない。

（ 会計年度 ）

第　11　条　　本会の会計年度は９月１日から翌年８月末日迄とする。

（ 決算及び予算の承認 ）

第　12　条　　役員会は定時総会に決算報告書及び予算書を提出して承認を受けなければならない。

第 5 章　役　　員

（役　　員）

第 13 条　本会は、会員の中より次の役員を置き、役員会を構成する。

イ．会　　長　　1名

ロ．副 会 長　　2名以内

ハ．会計委員　　2名以内

ニ．行事委員　　若干名

ホ．団報委員　　若干名

ヘ．書記委員　　2名

ト．常任委員　　若干名

チ．監　　事　　2名以内

但し、原則として団役員は常任委員となる。

（名誉役員）

第 14 条　本会は、本会の発展に貢献した会員の中より、会長が委嘱し、次の名誉役員を置くことができる。

イ．相 談 役　　若干名

ロ．顧　　問　　若干名

ハ．参　　与　　若干名

（役員の選出）

第 15 条　役員の選出は次の各項の通りとする。

1．会長は、総会に於て選出する。

2．他の役員は、会長が委嘱する。

（役員の任期）

第 16 条　役員の任期は2年とする。

但し、再任は妨げない。

第 6 章　機　　関

（機関の種類）

第 17 条　本会に次の機関を置く。

イ．総　　会

ロ．役 員 会

（ 開　　催 ）

第　18　条　　総会の開催は次の各項による。

１．定時総会は、会計年度終了後２ヶ月以内に会長が招集する。

２．臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

（ 付議事項 ）

第　19　条　　総会の付議事項は次の通りとする。

イ．事業報告

ロ．決算報告並びに予算審議

ハ．会則の改廃

ニ．その他必要な事項

（ 成　　立 ）

第　20　条　　総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。

但し、委任状は認める。

（ 議　　決 ）

第　21　条　　議決は出席会員の過半数をもって行い、可否同数の時は議長が決める。

（ 議長の選出 ）

第　22　条　　議長は出席会員の中より選ぶ。

第 7 章　付　　則

（ 付　　則 ）

第　23　条　　会則に規定なき事項については、役員会の決議による。

（ 発　　効 ）

第　24　条　　この会則は、昭和４８年 ６ 月　１ 日から実施する。

昭和５５年１０月　１　日から（ 一部改正 ）

昭和５９年１１月１８日から（ 一部改正 ）

平成１３年１１月２３日から（ 一部改正 ）

平成２１年１１月２２日から（ 一部改正 ）

平成２２年１０月２４日から（ 一部改正 ）

平成２５年１０月１４日から（ 一部改正 ）

日本ボーイスカウト西宮第１１団団則

第　１　条　　この団は、日本ボーイスカウト西宮第１１団と称し、団本部を西宮市内に置く。

第　２　条　　この団は、ボーイスカウト運動を通じて、青少年がその自発活動により、自らの健康を築き、社会に奉仕し得る能力と、人生に有用な技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信および国際愛と人道主義を把握し、実践し得るよう教育するをもって、目的とする。

第　３　条　　隊員は、ボーイスカウト日本連盟教育規定に基づき、団委員会と、保護者の承認を得たもので組織する。

第　４　条　　この団に次の団委員及び団指導者を置く。

団委員長１名､団委員５名以上､団の事情により副団委員長を選任することができる。

各隊長１名、副長、デンリーダー、デンコーチ若干名。

隊の必要に応じ、副長補、インストラクターを置く。

団委員は、会員の互選により選出する。

育成会の代表者は、職責上、団委員となる。

団委員長及び副団委員長は、団委員会がこれを選任し、団指導者は、ボーイスカウト日本連盟教育規定により就任する。団委員及び団指導者の任期は２ヵ年とし、再任を妨げない。

特に団に功績のあった者は必要に応じ役員に任命する事が出来る。

第　５　条　　団委員及び団指導者は、ボーイスカウト日本連盟教育規定により、その職務を行うものとする。

第　６　条　　この団の経費は、育成会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

第　７　条　　この団則に、定めのない事項に疑義を生じたときは、団委員長は、団委員会の合意に基づき、日本連盟教育規定の該当事項を準用する。

第　８　条　　この団則の改廃は、団委員会、団会議の承認を経て、育成会総会の決議による。

付　　則　　この団則は、昭和４５年１１月１５日から実施する。

昭和５９年１１月１８日から一部改正。

平成２２年１０月２４日から一部改正。

日本ボーイスカウト西宮第１１団及び育成会
会　　計　　規　　則

（ 総　　則 ）

第　１　条　　この規則は、日本ボーイスカウト西宮第１１団及び育成会の会計について定めたものである。

（ 合併会計 ）

第　２　条　　育成会及び団の財政は、スカウト教育及び関係者の親睦のために運用されるもので、その目的と事業は基を一にするため、その会計は合併して処理する。

（ 運　　営 ）

第　３　条　　育成会及び団の会計（ 以下、本会計という ）の運営に関しては、団委員会が責任を持つ。

（ 担 当 者 ）

第　４　条　　本会計の事務は、財政担当団委員がこれを行う。

（ 会計年度 ）

第　５　条　　本会計は９月１日から翌年８月末日までをもって、一会計年度とする。

（ 収 入 源 ）

第　６　条　　本会計の収入源は、次のとおりとする。

⑴ 育成会費

⑵ 入団金

⑶ バザー収益金

⑷ 助成金、補助金、寄付金

⑸ 行事参加費

⑹ 預金利子等雑収入

（ 育成会費 ）

第　７　条　　育成会費は、育成会々則第８条に基づく。

ただし、ローバースカウトに関しては、育成会費は免除、及び減額することが出来る。

（ 入 団 金 ）

第　８　条　　入団金は、子弟が仮入隊するときに、その保護者が納入する。

入団金は、10,000 円とする。但し、移籍者の場合は半額とする。

（ 助成金等 ）

第　9　条　　助成金、補助金及び寄付金は、育成会員及び団関係者並びに地域内の賛助者等からこれを受ける。

ただし、寄付金等を募集する場合は、日本連盟教育規定に則ってこれを行うものとする。

（ 行事参加費 ）

第　10　条　　育成会及び団並びに各隊の経費は、前３ヶ条の収入によって支弁することを原則とするが、舎営、野営、その他行事に臨時費用が必要な場合は、参加者から行事参加費を徴収することがある。

ただし、不参加であっても、行事に関する共通的費用を分担させることがある。

（ 雑 収 入 ）

第　11　条　　預金利子その他雑収入は、本会計に繰入れる。

（ 予　　算 ）

第　12　条　　本会計の予算は、団委員会と、団会議で編成し、団委員会で決定するものとする。

（ 補正予算 ）

第　13　条　　予算を修正する必要の生じた場合は、補正予算を計上し、団委員会の承認を得るものとする。

（ 緊急支出 ）

第　14　条　　予算外であっても、緊急止むを得ず支出を要する場合は、団委員長と財政担当団委員の協議によって決定し、次回団委員会で承認を得るものとする。

（ 証拠書類 ）

第　15　条　　本会計の支出にあたっては、証拠書類として、支払先の発行する領収書を必要とする。

ただし、やむを得ず領収書を得られない場合は、団委員長又は財政担当団委員の承認する書類をもって、これに代えることができる。

（ 保　　存 ）

第　16　条　　本会計に関する帳簿書類等は、３年間保存することを要する。

（ 決　　算 ）

第　17　条　　本会計の決算は、年１回、年度末をもって行い、財政担当団委員が決算書を作成して、団委員会の承認を得るものとする。

（ 監査と報告 ）

第　18　条　　団委員会は、決算に関し、監事の監査を受け、その結果は育成会総会において報告さ

れ、承認を得るものとする。

（総　会）

第 19 条　総会は、毎年１０月に育成会長が招集する。また必要に応じ臨時総会を開くことができる。

（附　則）

第 20 条　この会計規則の変更には、団委員会の承認を要する。

第 21 条　この会計規則に疑義または定めのない事項が生じた時は、団委員会で協議して決定する。

会　　計　　付　　則

慶 弔 贈 呈 金

（ 結婚祝金 ）

第 1 条　スカウト及び指導者が結婚するときは、結婚祝金として 10,000 円を贈呈する。

（ 弔 慰 金 ）

第 2 条　育成会及び団内において、逝去者のあったときは、次のとおり弔慰金と供花を贈る。

スカウト及び指導者　10,000 円

育成会員　10,000 円

スカウトの兄弟姉妹　10,000 円

（ 餞 別 金 ）

第 3 条　指導者が退団するときは、次の餞別金又は同額の記念品を贈る。

在任３年以上　5,000 円

（ 功労感謝金 ）

第 4 条　弔慰金、餞別金のほか、特に功労のあった会員又は指導者については、団委員会で協議の上、功労感謝金を贈ることができる。

（ 見 舞 品 ）

第 5 条　団員が発病若しくは負傷入院したときは、5,000 円相当の見舞品を贈る。

指 導 者 に 関 す る 経 費

（ 制 服 費 ）

第 6 条　指導者、副長補及びインストラクターの役務を委嘱するときは、就任時に制服を貸与する。

原則、貸与後５年以内の新調は認めない。新調する際は自費で対応する。

ただし、活動における劣化（著しい汚損、破れ解れ）等により使用に耐えない場合はその限りではない。

（ 旅　　費 ）

第 7 条　指導者が団（ 隊 ）のスカウト活動に参加するために要する交通費、宿泊費は、次の基準によって支弁する。

(1)　隊長、副長、副長補、インストラクターに対しては全額。

(2) 団委員会、団会議の要請によって参加する育成会員、団委員、
その他関係者に対しては全額。

(3) デンリーダー並びに隊長の要請により会計の役務をもって参加するスカウトの保護者に対しては全額。

(4) デンコーチの役務をもって参加するスカウトに対しては全額。

（研修費）

第 9 条　育成会員及び団員がスカウト教育に関する講習会、研修会等に参加するときの費用は全額を支弁する。

ただし、特に多額を要する場合は、団委員会で協議して決定する。

（公　務）

第 10 条　育成会員及び団員が日本連盟、県連盟の会合に出席するか、団委員会又は団会議の要請により出張する等公務に要する費用は、全額を支弁する。

（変　更）

第 11 条　この会計付則の変更には、団委員会の議決を要する。

ボーイスカウト西宮第１１団OB会会則

第１章　総　　則

（名称及び所在地）

第　１　条　本会は、ボーイスカウト西宮第１１団OB会「かぶと会」と称し、本部を会長宅に置く。

（会員の資格）

第　２　条　本会は、次の各項に該当する者を以って会員とする。

ボーイスカウト西宮第１１団にて隊員及び指導者等として在籍の経験を持っているもの。

第２章　目的と活動

（目　的）

第　３　条　本会は、会員の親睦と団の発展に寄与する。

（活　動）

第　４　条　本会は、会員相互の親睦と団及び隊活動への支援を行う。

第３章　入会及び退会

（入　会）

第　５　条　第２条に該当する者のうち、本人の意思を持って入会とする。

会員は、OB会及び団の活動に参加する場合はネッカチーフを着用する。

（退　会）

第　６　条　本会からの退会は次の通りとする。

１．本人の意思により退会を申し出た者

２．本会の名誉を傷つけ、役員会の決議により会員の資格を喪失した者

第４章　財　　政

（経　費）

第　７　条　本会の経費は、会費及び活動ごとに実費を徴収することを基本とする。

（会　費）

第　８　条　会費は次の通りとする。

１．会費は、年額一口1,000円とし、一口以上とする。

２．会費の使途は、OB会事務費、団運営の補助費、親睦会補助費とする。

３．現在団委員または隊指導者等として人的支援を行っている者については、会費を免除する。

４．団の運営及び活動に対する金銭的支援については役員会に一任する。

５．上記金銭的支援について、役員会では決定できない案件については、別途会員の総意で決定する。その場合は総会員数の過半数の賛同を必要とする。

（財政管理）

第　9　条　　本会の財政管理は、役員が行う。

（会計年度）

第　10　条　　本会の会計年度は、９月１日から翌年の８月３１日までとする。

会員には、育成会報告書を配布、またはWEBにて掲載する。

第 5 章　役　　員

（役　　員）

第　11 条　　本会は、会員の中から次の役員を置く。

１．会　　長　　1名

副 会 長　　1名

２．会計　　1名

３．事務　　1名

４．運営上必要な場合は別途若干名委嘱できるものとする。

（役員の任期）

第　12　条　　役員の任期は１年とする。しかし、再任は妨げない。

（役員の選出）

第　13　条　　会長は、会員の総意で決める。選出方法は別途定める。

その他役員は会長が委嘱する。

第 6 章　慶 弔 贈 呈 金

（慶弔贈呈金）

第　14　条　　慶弔贈呈金については内規とする。

第 7 章　付　　則

（発　　効）

第　15　条　　この会則は、平成２２年１０月２４日より実施する。

平成２４年９月１日から一部改正